

# 災害発生時における施設の提供に関する協定書

石狩市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人ソルウェイズ（以下「乙」という。）は、次のとおり災害発生時における施設の提供に関する協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲の市域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）について、甲の要請により乙が運営する施設を福祉避難所（以下「避難所」という。）として提供すること及び甲の行う災害対策に乙が協力し、市民等の安全確保を図ることを目的として必要な事項を定めるものとする。

## （対象者）

第2条 本協定における施設への避難の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次のとおりとする。

- （1）高齢者、障がい者（身体、知的、精神障がい者等）、妊産婦、乳幼児など指定避難所（災害対策基本法第49条の7第1項の指定避難所をいう。）での生活に特別の配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）
- （2）前号に掲げる者の家族又は支援者（以下「家族等」という。）
- （3）その他、甲が必要と認めた者

## （要請）

第3条 甲は、避難所として施設を確保する必要があるときは、乙に対し、施設の提供について、協力要請書（別記第1号様式）により確認するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等の通信手段によりこれを行い、その後、速やかに協力要請書を提出するものとする。

## （協力）

第4条 乙は、前条の規定による依頼を受けたときは、対象者に対する支援の必要性を認識し、可能な範囲で施設の提供について調査し、協力要請受入報告書（別記第2号様式）により隨時報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等の通信手段により報告し、その後、速やかに協力要請受入報告書を提出するものとする。

## （実施施設）

第5条 乙が運営する施設のうち、避難所として指定する施設（以下「実施施設」という。）は、次のとおりとする。

- （1）住所 石狩市花川南2条3丁目92番地
- （2）名称 こども未来支援拠点あいのカタチ

## （移送）

第6条 本協定に基づき実施施設を利用する要配慮者の移送については、原則、家族等が行うものとする。ただし、これにより難い場合は、甲は、乙に要請することができる。

2 乙は、前項ただし書の規定による甲の要請に応じ、同項に規定する要配慮者を実施施設へ移送するように努めるものとする。ただし、乙による移送が困難と認めるときは、甲は、乙に協力するものとする。

## （介護支援者の確保及び物資の補給等）

第7条 甲は、介護支援者の確保及び要配慮者に係る日常生活用品、食糧及び医薬材料等の必要な物資の補給等要配慮者の受け入れが円滑に実施されるよう努めるものとする。

(開設期間)

第8条 本協定に基づく避難所の開設期間は、原則として7日間とする。ただし、災害等の状況により延長が必要な場合は、甲乙協議の上、延長することができるものとする。

(避難所の早期閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、対象者の安全で安心な生活拠点の確保を進めることにより、避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(経費の負担)

第10条 本協定に基づく避難所の使用に係る費用は、無料とする。

2 本協定に基づき避難所として使用したことにより乙に生じた費用及び逸失利益については、乙で処理するものとする。

3 乙が提供した生活物資等及び移送に要した費用は、同等品での補充又は災害時等の発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定した金額を甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第11条 甲は、前条第3項の規定による乙からの正当な請求書を受領したときは、甲の会計規則等、関係法令に則り、その費用を速やかに支払わなければならない。

(連絡責任者)

第12条 本協定に関する甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を、連絡体制表（別記第3号様式）により相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡を取るものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、避難所の開設を行うことにより知り得た情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(有効期間)

第14条 本協定は、協定締結の日から効力を生じるものとし、甲及び乙のいずれかが書面をもつて協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(協議)

第15条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和7年10月14日

甲 北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2

石狩市長 加藤龍幸

乙 北海道札幌市中央区北10条西19丁目1番1号  
特定非営利活動法人ソルウェイズ

代表理事 運上佳江